

自衛隊茨城地方協力本部仕様書

件名	作成番号	
プリンター転写ユニット交換	作成年月日	令和4年3月2日
	自衛隊茨城地方協力本部	

1 適用範囲

(1) 適用範囲

本仕様書は自衛隊茨城地方協力本部で保有するプリンターの修理について適用する。

(2) 品目については、リコー製 SP-C840とする。

2 実施要領

(1) 役務内容は、転写ユニット等の交換作業とする。

(2) 不要な部品等が発生した場合は修理業者が回収処分するものとする。

(3) その他要する事項についてはその都度契約担当官と修理業者で協議するものとする。

3 検査

役務完了後検査官立会のもと確認及び作動点検を実施する。

4 その他

(1) 天災その他、点検者の責に帰する事のできない事由により、業者の義務の全部又は一部を履行できない場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

(2) 本仕様書に規定のない事項について疑義が生じた場合、契約担当官の指示を受けるものとする。